

■ 受動喫煙防止対策の状況

1 条例の内容及び施行時期

<健康増進法> (2018年7月改正)

2020年4月 (全面施行)

- ・原則屋内禁煙 (※経過措置あり)

※ 健康増進法に基づく飲食店の経過措置の要件

- ・小規模 (個人又は中小企業が経営)
- ・客席面積100㎡以下
- ・既存店舗 (2020年4月以前から営業)

<条例> (2019年3月公布)

2022年4月 (一部施行)

- ・従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙 (努力義務)

2025年4月 (全面施行)

- ・従業員の雇用に関わらず、客席面積30㎡~100㎡の飲食店は原則屋内禁煙

2 飲食店における受動喫煙防止対策の状況 (令和6年度調査)

<令和5年度との比較>

① 条例の認知度について

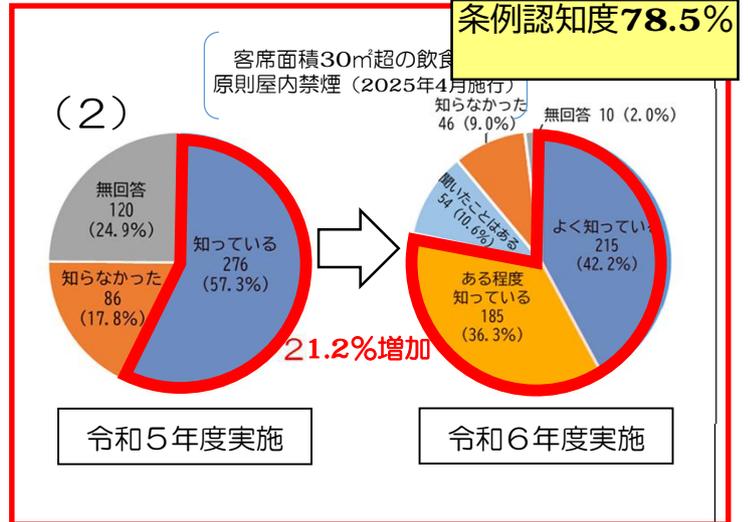
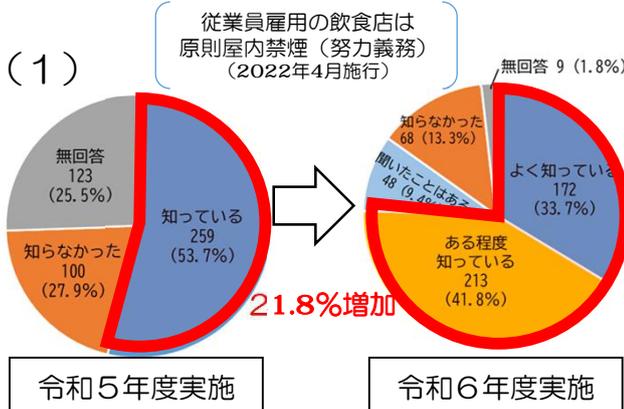
- (1) 『従業員雇用の飲食店は原則屋内禁煙 (努力義務)』という条例の内容の認知度は、「知っている」が**21.8%増加**
- (2) 『客席面積30㎡超の飲食店は原則屋内禁煙』という条例の内容の認知度は、「知っている」が**21.2%増加**

② 原則屋内禁煙の対応状況について

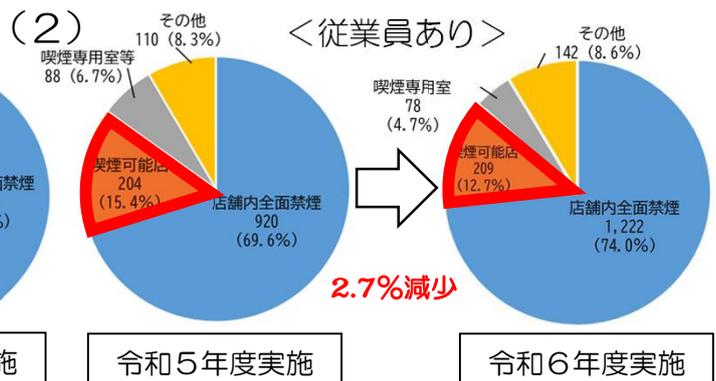
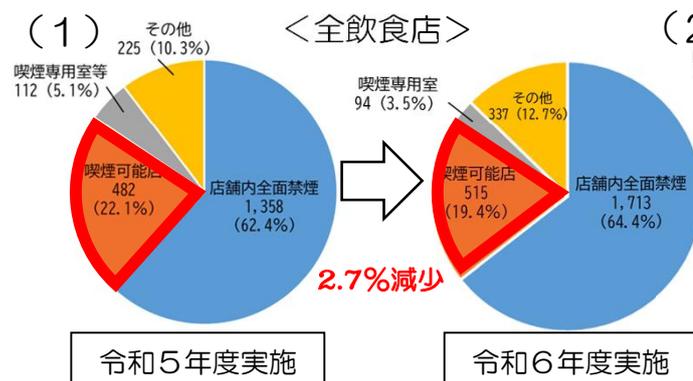
- (1) 全飲食店で「喫煙可能店」が**2.7%減少**
- (2) 従業員ありの飲食店で「喫煙可能店」が**2.7%減少**

⇒条例の認知度と対応状況は着実に進展、4月の全面施行までさらに周知を図っていく

① 【条例認知度】



② 【原則屋内禁煙の対応状況】



■受動喫煙防止対策における府民への意識調査（概要）

大阪府では、「受動喫煙防止対策における府民への意識調査業務」を行いました。このたび、その調査結果及び2023年度実施した調査結果との比較について取りまとめました。

【調査結果（概要）】

- ◆ おおよそ1カ月間に、望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会（受動喫煙）があったかどうかを尋ねたところ、「あった」と回答した者は、2023年度は62.2%に対し、2024年度は38.7%と大きく減少した。P3【図1】
- ◆ 受動喫煙を受けた場所は、「路上」と回答した者が50.0%と一番多く、「飲食店」26.9%、「職場」26.2%、「家庭」16.4%と続いていた。P3【表1】
- ◆ 健康増進法^{※1}の認知度は、2023年度は70.1%に対し、2024年度は66.1%と減少した。P4【図2】
- ◆ 一方で、大阪府受動喫煙防止条例^{※2}（以下、「府条例」という。）の認知度は、2023年度は33.2%に対し、2024年度は49.3%と上昇した。P5【図3】
- ◆ 大阪府が先進的な受動喫煙防止対策を進めることに対しては、「進めるべき」と回答した者が2023年度は69.2%に対し、2024年度は56.0%と減少した。P6【図4】
- ◆ 屋外分煙所の設置に対しては、「進めるべき」と「一定の配慮があれば進めてもよい」を回答した者が2023年度は80.5%（非喫煙者83.1%、喫煙者75.2%）に対し、2024年度は69.1%（非喫煙者72.0%、喫煙者63.5%）と減少した。P7【図5】

※1 健康増進法の改正により、病院や学校等は2019年7月から「敷地内禁煙」、オフィスや飲食店等多くの人が利用する施設は、2020年4月から「原則屋内禁煙」が義務付けられた。

※2 大阪府では、2019年3月に法を上回る基準の「大阪府受動喫煙防止条例」を制定し、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりを行い、府民の健康増進を図ることとしている。

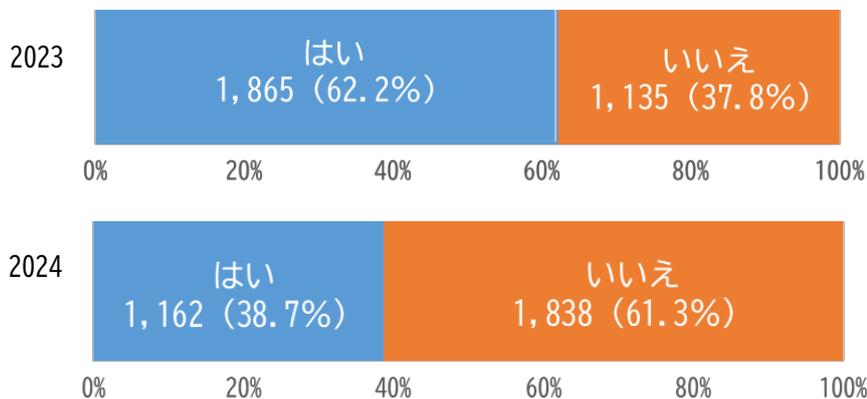
- ・ 2022年4月から、従業員を雇用する飲食店は、「原則屋内禁煙」（努力義務）となった。
- ・ 健康増進法に基づき、飲食店に対する経過措置として、次の要件を全て満した飲食店は店内を禁煙にするか喫煙可能にするか選択することができる。「①2020年4月1日以前から継続して営業していること」、「②個人経営または資本金5,000万円以下であること」、「③客席面積が100㎡以下であること」。府条例では、経過措置要件の一つである客席面積100㎡以下について、2025年4月からは30㎡以下となる。

【調査結果のポイント】

●たばこの煙を吸う機会（受動喫煙）について（問3）

図1 あなたはおおよそ1カ月間に、望まずに自分以外の方が吸っていたたばこの煙を吸う機会（受動喫煙）がありましたか。

【全体】



【非喫煙者】

【喫煙者】



・ 「たばこの煙を吸う機会（受動喫煙）」があったと回答した者は、2023年度は62.2%であったが、2024年度は38.7%と減少した。

表1 受動喫煙を受けた場所はどこですか（複数回答可）

受動喫煙を受けた場所	全体 (1,162件)	非喫煙者 (691件)	喫煙者 (471件)
路上	581件 (50.0%)	412件 (59.6%)	169件 (35.9%)
飲食店	312件 (26.9%)	194件 (28.1%)	118件 (25.1%)
職場	304件 (26.2%)	138件 (20.0%)	166件 (35.2%)
家庭	190件 (16.4%)	109件 (15.8%)	81件 (17.2%)
遊技場	96件 (8.3%)	40件 (5.8%)	56件 (11.9%)
子どもが利用する屋外の空間	74件 (6.4%)	54件 (7.8%)	20件 (4.2%)
公共交通機関	74件 (6.4%)	48件 (6.9%)	26件 (5.5%)
学校	20件 (1.7%)	7件 (1.0%)	13件 (2.8%)
行政機関	26件 (2.2%)	15件 (2.2%)	11件 (2.3%)
医療機関	24件 (2.1%)	10件 (1.4%)	14件 (3.0%)
その他	76件 (6.5%)	37件 (5.4%)	39件 (8.3%)

・ 受動喫煙を受けた場所を複数回答で尋ねたところ、全体では「路上」と回答した者が50.0%で一番多かった。
・ 非喫煙者ではその割合が高く59.6%となっており、喫煙者においても「路上」と回答した者の割合が35.9%となっていた。

飲食店の皆様

大阪府健康医療部健康推進室長

「健康増進法」及び「大阪府受動喫煙防止条例」に基づく
飲食店における受動喫煙防止対策について（通知）

日頃より大阪府健康医療行政の推進にご理解、ご協力いただきお礼申し上げます。

さて、大阪府では、府民の健康を守るため、健康増進法を上回る基準の「大阪府受動喫煙防止条例」を制定し、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりに取り組んでいます。

皆様におかれましては、法の経過措置として、喫煙可能室設置施設届出書を提出していただいておりますが、**2025年4月**からの府条例施行に伴い、下記のとおり客席面積が**30㎡**を超える飲食店は「原則屋内禁煙」となりますので、別添リーフレットをご参照いただくとともに、別添ポスター（A4サイズ黄色片面）により、お客様へのご理解を求めるなど、必要な受動喫煙対策を講じていただきますよう、よろしく願いいたします。なお、ポスターについてはB2サイズも作成しておりますので、必要な場合は下記担当までお問合せください。

また、府条例の規制対象となる飲食店への支援策（補助金）及び活用事例について府ホームページのQRコードを掲載しておりますので、ご参照ください。

記

1 「原則屋内禁煙」となる飲食店の基準

- 2022年4月～ 法及び条例における経過措置対象にかかわらず、従業員を雇用する飲食店は「原則屋内禁煙」（努力義務）
- 2025年4月～ 経過措置対象の飲食店のうち、
客席面積が30㎡を超える飲食店は「原則屋内禁煙」

2 府条例の規制対象となる飲食店への支援策（補助金）

(1) 喫煙室設置等事業

喫煙室の設置などにかかる経費（工費、設備費、備品費、機械装置費等）

(2) 全面禁煙化事業

禁煙化に伴う改装などにかかる経費（壁紙の貼替等の工費、クリーニング費及び客席で用いる備品費等。ただし、クリーニング費はたばこの汚れ・臭気の除去のためのものに限ります。）

3 その他補助金の有効な活用事例等

府ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/judouki/tsuen/tabakonoru-ru4.html>



府ホームページ

QRコード

(問合せ先) 大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課
生活習慣病・がん対策グループ 岡本、生野、西田
TEL : 06-6944-8224 FAX : 06-6944-7262